

2月2日国家戦略特区WGヒアリングのまとめ

テーマ：地権者の所在が不明な農地の集約化

1. 提案内容
<p>① 農地の集約化を推進するため、例えば所有者が不明で耕作放棄地となっている農地については、土地改良事業実施の同意要件の対象から除外するという特別の措置が検討できないか。</p> <p>② 又は、土地改良事業では、施行区域内の2/3以内の同意があれば強制的に事業の実施が可能であるが、例えば1/2に同意の水準を引き下げられないか。</p>
2. 関係省庁の主張
<p>【上記①について】</p> <ul style="list-style-type: none">・土地改良事業においては、同意の対象から外した場合、その土地については事業エリア外となるが、土地改良事業自体の実施を妨げるものではない。 <p>【上記②について】</p> <ul style="list-style-type: none">・土地改良事業によるほ場整備事業については、平成23年度に着手した事業の同意率を見ると、半数以上が全員同意をしており、その他の事業についても90%以上の同意を取っているところ。・事業の実施主体である県・市において、後々訴訟等の紛争が起きないように法律の規定以上の同意を得ているケースがほとんどであり、2/3以上の同意要件が事業の支障になっているとは考えにくい。・2/3以上の同意については、個人の財産権と事業の公益性のバランスを鑑みた事業実施のために必要な数字であるため、引き下げることはできない。・なお、所在不明所有者の土地については財産管理人制度があり、その制度によって選任された財産管理人が、所有者等に代わり、土地の処分や、土地改良事業に関する同意等を行うことが可能。
3. 論点
<p>(要請事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・農地の集約化に際して、所有者が不明で耕作放棄地となっている農地については、次のような検討ができないか。 <p>① 土地改良事業の同意要件2/3以上の分母から不明所有者をあらかじめ除</p>

外して採択する。

- ② 2 / 3以上の同意要件を1 / 2以上に緩和する。

・以下の資料の提出及び説明

- ① 地権者の所在が不明な農地について、財産管理制度を使用した事例。
- ② 事業に先立つ地区調査等の段階でのアンケート等による意向調査における同意率と、事業着手前に行う土地改良法に基づく同意率を比較したデータ。調査に着手したが、事業の着工に至らなかった件数（率）。
- ③ 事業の事前調査から、地区調査、実施設計、着工に至るまでのタイムスケジュール。
- ④ 補助整備事業の「実績同意率」について、24年度、25年度着手を含め、最近の実績。